

# 米 峰



発行日 令和4(2021)年4月(第80号)  
発行者 (株)柏崎マリン開発(指定管理者)  
〒945-0854 新潟県柏崎市東の輪町8-18  
Tel: 0257-21-1255 FAX: 0257-21-1670  
電子メールアドレス [info@kashiwazaki-marine.jp](mailto:info@kashiwazaki-marine.jp)  
ホームページアドレス <http://www.kashiwazaki-marine.jp>

※発行された会報はマリーナのホームページからもご覧いただけます。  
(カラー版でより見やすくなっています。)

## お知らせ

### ■専用利用料のお支払いについて

専用利用者の皆様へ令和4年度のマリーナ専用利用料(保管料金)の請求書を同封させていただいております。期限内(本年度は5月20日(金)まで)にお支払いをいただいた方には保管料金の6%分を後日のお支払いに使える前受金としてお預かりしておきますので、早めのお支払いがお得となっております。

### ■新型コロナウイルス感染症予防の対策について

今後も当面の間は、新型コロナウイルス感染症対策について、個人や事業所単位で継続的に実施し続けなければならないことと思われます。

また、今後の感染拡大状況によっては、公共施設として行政の指示を仰ぎながら利用制限等の措置を行わざるを得ない場合も出て来るかと思っておりますので、マリーナをご利用の皆様方の変わらぬご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

柏崎マリーナでは感染症予防のため、手洗い、手指消毒、3密回避、屋内でのマスク着用の徹底をお願いしております。また、ご自身やご家族の体調不良時にはマリーナへ足を運ばないなどのご協力をお願いいたします。

### ■利用者の増加に伴う対応について

ここ最近の保管艇数の急激な増加にともない、マリーナの既存の設備だけでは今後対応が難しくなるおそれがあることから、運営側としてもできる限りの対策をしておりますが、今後は以下にあげる点などについて、皆様のご協力が必要となる場合もございますことをあらかじめご承知おき願います。

#### 【予約係留について】

土・日や連休などに時間外出港のための係留予約が集中した場合、係留設備が足りなくなり予約をお断りする場合がございます。その場合、明確な出港の予定がないまま係留し続けている船があった場合には、上架をお願いする事があります。

また、係留作業は当日の気象状況や予約艇の種類等を勘案した上で、時間内に効率的に作業を終わらせるため、各職員の判断で係留場所を決めていますので、係留場所の指定についてはご遠慮願います。

#### 【台車について】

荷物運搬用の台車は、利用者の増加に合わせて数を増やしましたが、お仲間同士、極力荷物をまとめてご利用下さい。また、最近海に台車を落とす方が増えています。

台車は数に限りがありますので、使用後は風などで移動しないよう倒しておくなどの対策をして下さい。万が一海に落としてしまった場合は、後で回収しますので職員にお知らせ下さい。

⇒ 次頁に続く

### 【駐車場について】

マリナー内の駐車場は元々150台分のスペースがありますが、ヨットや大型モーターボートなど海上係留艇の一時保管場所にもなっている関係上、実際には120台分程度となっており、週末や連休時には駐車スペースが足りなくなることがあります。

そのため、マリナーにお越しになる際は、お仲間同士、お車の乗り合わせにご協力ください。また、海上係留艇の方は、シーズン中はなるべくご自分の契約バースに係留していただければ幸いです。

### 【予約係留時のバッテリー上がりについて】

予約係留時にバッテリーが上がってエンジンを始動できない状態の船については、予約係留艇の増加に伴い、その日のうちに充電等の対応をすることが難しいため、オーナーにご連絡をさせて頂いた上で保管バースに戻す対応を取っています。

その場合、その日のうちに予約係留することは出来ませんので、出港前の早い段階でのバッテリーの点検をお願いします。

## ■マリナーの利用ルールの遵守について

柏崎マリナーでは、新潟県営の公共施設として利用者の皆様が快適に施設をご利用いただけるよう、利用に関するルールやマナーが定められています。

ご自分では問題がないと思っている行為も、他の利用者から見れば迷惑行為にとられる場合もございます。今一度、マリナーの利用ルールを読み返していただき、安全で快適に施設が利用できるようご理解とご協力をお願いいたします。

**※利用者としてルールやマナーを守っていただけない場合には、利用許可の取り消しを行うこともあり得ますので、オーナーをはじめマリナーに出入りされているメンバーの皆様は十分にご注意ください。**

### 【危険物の持ち込み禁止について】

当マリナーでは危険物の持ち込みを禁止しています。

各種燃料（ガソリン、軽油等）や可燃性の高い有機溶剤などは非常に危険なので持ち込まないでください。

また、船への給油は当マリナーの給油所にて行ってください。

### 【ごみの分別について】

マリナーに設置してあるごみ箱は、「燃えるごみ」と「カンやビンなどの燃えないごみ」に分かれておりますので、捨てる際は分別のご協力をお願いいたします。なお、家庭ごみや粗大ごみの持ち込みは他のお客様にご迷惑となりますのでご遠慮ください。

また、グリスやオイルなどの油脂類、燃料や塗料などの危険物、その他マリナーで処理できない廃棄物につきましては、専門の処理業者に回収に来てもらうなどの対応をいたします。その際には別途有料となる場合もございますので、オイル交換等で出た廃油の処理はスタッフまでご相談ください。

### 【給油・上下架について】

給油・上下架の利用時間は午前8時40分から午後5時までです。安全のためにも終了時間ギリギリでのご利用は避けていただきますようお願いいたします。

⇒ 次頁に続く

### 【許可されていない船舶等について】

許可されていない船舶等（水上バイクやトレーラーなどの船台※も含む）のマリーナ施設内への持ち込みや駐車、または一時係留などは禁止です。

※「船台」は船が積載されていないものも該当します。

### 【出入港届の記入と提出について】

出港する都度提出していただいています出入港届ですが、少数の方ではありますが同じ項目の記入漏れが目立っています。船席番号や出港、帰港時間なども漏れなく記入してください。

出入港届は県条例であるとともにオーナー様の安全に関わる書類となっております。必ず出港前に提出いただきますようお願いいたします。

### 【自艇のメンテナンス等に使用する工具類について】

自艇のメンテナンス等をされる際に必要な工具類をマリーナの修理工場に直接借りに来られる方がいらっしゃいます。それ自体はお声がけさえしていただければ止むを得ませんが、中には無断で修理工場内に立ち込んで必要な工具類を持ち出す方がいらっしゃるようです。

修理工場では利用者の方からご依頼を受けて船の修理を行っておりますが、万一必要な工具や道具などが所定の位置にないと作業を中断せざるを得ないといった事態に陥ります。

皆様の船内には法定備品として簡単な工具類がもれなく搭載されているはずですが、また、マリーナに修理を依頼せずご自分でメンテナンス等をされる場合にはご自分の道具をご用意いただけますようお願いいたします。

## ■強風の被害について

定期的に訪れる強風ですが、予想よりも強い力が働く場合があり、船のデッキ上に置いてあるバケツやタモ等が風で飛んでしまうことがあります。バースに置いてある脚立ですら倒れ、移動してしまいます（倒れた脚立で隣の船を傷付けてしまうかもしれません）。

飛んでいかないように固定したり、そもそも置きっぱなしをしない事はもとより、名前を書くなどの対策をオーナーの責任で行っていただきますようお願い申し上げます。

## ■大型栈橋をご利用の皆様へ 今後の春季クレーン配置作業のご案内

クレーン配置による上下架作業の春季における今後の日程は、共同下架を4月24日(日)、4月29日(木)に、定期配置を5月7日(土)、5月22日(日)の日程で実施の予定です。

毎年4月と11月に行われる「共同上下架」は、大型栈橋をご利用の皆様と共に共同で作業を行っていただくことにより、通常よりも安価な料金で船を上下架できるサービスです。

ご利用になる方は事前に船の整備を済ませていただき、お早めにマリーナまでお申込みください。



## ■利用者アンケートについて

本年2月に専用利用者の皆様からご協力をいただき、「柏崎マリーナ利用者アンケート調査」を実施いたしました。多くの皆様から貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

アンケートは、今後のマリーナ運営の参考にさせていただきたいと考えております。



## ■船外機メンテナンス講座の開催

去る2月23日（水）、柏崎マリーナ修理工場において、船外機に関するメンテナンス講座を開催いたしました。柏崎マリーナでは、天候が荒れて出港の機会が少ない冬期間、毎年「安全講習会」を行なっております。今回はメンテナンス講座となりました。

メンテナンス講座は会場が修理工場内ということもあり、普段あまり見る機会のないエンジンの冷却系統や燃料系統などの細かなパーツ類を参加者が直接手に取って見るように展示いたしました。

講義はマリーナの整備担当職員が、日常的によくあるトラブルの事案などを交えながら説明をさせていただき、参加者からの質問にもお答えいたしました。



## 工場だより (出港前の準備について)

これから本格的なシーズンを迎え釣りやクルージングに向け予定を計画されている方が多いことと思いますが、『発航前点検など』愛艇の事前準備もお忘れなくお願いいたします。毎年、レールランプ上で浮く直前に『エンジンが始動しない!』『ハンドルやレバーが固着して動かない!』などの不具合が発見され予定通りに出港が出来ないトラブルが発生しております。

特に数か月ぶりに出港する場合などは事前準備・点検・確認を行ってから下架して下さいますようお願いいたします。

### 【簡易確認のポイント】

リモコンレバー・ハンドルの油もれ・操作に異常は無いですか？

船底やエンジンの周囲に油・水が溜まっていませんか？

エンジンオイル・冷却水・作動油は適正量ありますか？

エンジンは正常に始動でき異常な音はありませんか？

魚探・ワイパー、電装品は作動しますか？

マリーナ修理工場ではエンジン始動・各所作動確認等（有料）も行っておりますが混み合う時期のため急なご依頼や内容によりご希望に添えない場合もございますのでご了承願います。

※ 発航前検査とは、法で定められた遵守（義務）事項で船長自らが出港前に行う確認点検の事を言い発航前点検とも言います。船体やエンジン始動前と始動後の確認は勿論ですが、救命設備（ライフジャケット着用）・通信手段の充電量・気象情報の確認なども検査確認項目とされております。発航前検査を行うことで防げる事案も数多く発生していたことから注意喚起を高めるために発航前の検査義務違反も行政処分対象となっております。

## 掲示版

### ■「小型船舶免許証」更新講習会開催のご案内

柏崎マリーナではボート免許をお持ちの全ての皆様を対象に、更新・失効講習会を開催しております。

免許の有効期間は5年で、講習を受講することによって免許を更新することができます。

講習は期限の1年前から受講が可能となっておりますので、期限を過ぎて失効することのないようお早めにマリーナで講習を受講してください。

詳しい内容は、マリーナのホームページをご覧ください。電話にてお問い合わせ下さい。

【令和4年度の講習日程】 全6回

令和4年 5月 8日（日）      令和4年 7月 4日（月）

令和4年 9月 11日（日）      令和4年 10月 13日（木）

令和4年 12月 4日（日）      令和5年 3月 5日（日）